

競技会参加要件の緩和措置について

事務局より推薦に必要な競技会参加要件の緩和措置についてお知らせいたします
ご周知いただけますようお願いいたします

~~~~~

コロナ禍の自粛生活が2年に及びます。この度、技能講習免除推薦と適格証明についてコロナ収束までの間、  
競技会参加要件を緩和することにしましたので、会員の皆様に周知をお願いします。  
この緩和措置は当面の間、適用します。終了案内については時機を見て別途お知らせします

-----

### 緩和措置

2022年4月推薦委員会審査分から  
【ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦】 銃刀法第五条の二第3項第一号  
競技会参加実績：「毎年2回以上又は直近3年間で計6回以上」を「毎年1回以上又は直近3年間で計3回以上」  
に緩和  
緩和措置未達の場合は、加盟団体推薦担当が申請者に聞き取り、正当と判断した場合は二チラネットメモ欄に  
理由を書いてください、推薦委員会で審査します

-----

### 緩和措置

2022年2月18日からライフル銃の所持に関する適格証明】 当協会独自の制度  
競技会参加実績：「1年間で2回以上」を「1年間で1回以上」に緩和申請時点で直近1年間に参加実績がある  
こと  
実績がない場合は発行できません  
その他-----

### 特例措置

2022年2月18日から  
【ライフル銃の所持に関する適格証明】 参加実績がない場合  
正当な理由(出産、3ヶ月以上の長期入院、6ヶ月以上の海外勤務、自然災害被災)で緩和措置未達、実績がな  
い方は二チラネットのメモ欄に理由を記入して申請下さい  
(長期入院の場合、医師の診断書や退院証明書を求める場合があります)



有効なコメントはありません。